

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会
市場検証委員会
利用者視点を踏まえたモバイル市場の検証に関する専門委員会
(第1回)
議事録

- 1 日時：令和7年12月12日（金）16:04～17:34
- 2 場所：WEB会議による開催
- 3 出席者：
 - ・構成員
大橋主任、西村（真）委員、北専門委員、西村（暢）専門委員、
三澤専門委員、宮川専門委員、宮田専門委員、横田専門委員
 - ・オブザーバー
柳原公正取引委員会事務総局経済取引局調整課課長補佐
 - ・総務省
湯本総合通信基盤局長、吉田電気通信事業部長、井上事業政策課長、
飯嶋料金サービス課長、内藤消費者契約適正化推進室長、
笹川料金サービス課課長補佐
- 4 議事

【笹川料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。

本日はオンライン会議での開催に御協力いただき、誠にありがとうございます。

会議開始に先立ちまして、事務局から御案内をさせていただきます。

本日はオンライン会議による開催となりますことから、皆様が発言者を把握できるようするため、御発言いただく際には、冒頭にお名前をお伝えいただきますようお願いいたします。

また、ハウリングなどの防止のため、発言時以外はマイクをミュートにしていただきますよう、併せてお願いいたします。

なお、音声がつながらなくなった場合には、チャット機能や事前に御案内している事務局の電話番号などを必要に応じて御活用いただきますようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

委員会の議事進行につきましては、大橋主任より、よろしくお願ひいたします。

【大橋主任】 皆さん、こんにちは。大変お忙しいところ、御参集いただき、ありがとうございます。

ただいま御紹介いただきました主任を務めることになりました大橋と申します。御指名ですので、この会合の闇達な意見交換に何かしらでも資すればと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、本日、第1回目の会合となりますが、利用者視点を踏まえたモバイル市場の検証に関する専門委員会ということで開催させていただきたいと思います。

本日は、委員8名全員の御出席ということとなります。

議事に入ります前に、本日の配付資料について、事務局から御確認をお願いいたします。

【笹川料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。

本日の配付資料は、資料1-1から1-5の5点となってございます。

【大橋主任】 御確認いただければと思います。

【大橋主任】 それでは、議事のほうに入らせていただきたいと思います。

本日の議事は、おおむね4つということでございまして、最初の議事（1）は、本専門委員会の設置に関することについてということでございます。

資料1-1でございますけれども、本年12月2日に開催されました情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会市場検証委員会という場において、利用者視点を踏まえたモバイル市場の検証に関する専門委員会の設置ということが決定されまして、資料1-2のとおり、本専門委員会の委員が決定ということで、本日、8名、御出席いただいているということでございます。

また、資料1-1に戻っていただきますと、専門委員会設置規定の第2項第4号に基づいて、本専門委員会の主任代理を決定させていただきたく、主任代理については中央大学の西村先生にお願いできればと思っているんですけども、こちらのほう、よろしくございますでしょうか。

西村先生もお引受けいただけるということで宜しいでしょうか。

【西村（暢）専門委員】 西村でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【大橋主任】 ありがとうございます。

それでは、御異論ないようでしたら、こちらのほうで進めさせていただければと思います。

議事の公開の取扱いについてですけれども、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則に基づいて、原則公開ということと考えておりますが、公開することによって、当事者

あるいは第三者の権利、利益、公共の利益を害するおそれがあるという場合において、あるいは、その他この委員会の主任が非公開とすることを必要と認めた場合については、検討の上、適切に対処するということで進めさせていただきたいと思います。

【大橋主任】 もし、以上、御異論ないようでしたら、続きまして議題（2）、電気通信事業法第27条の3とモバイル市場の動向及び専門委員会の進め方について、事務局より御説明いただければと思います。

【笹川料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。

まず、資料1-3、電気通信事業法第27条の3とモバイル市場の動向について御説明をいたします。

1ページ目を御覧ください。モバイル市場の競争促進や適正化のルールとして、2019年に導入された電気通信事業法第27条の3について、その概要とルールの導入の背景について説明をしたスライドでございます。

左半分が背景ですけれども、当時は以下の点を問題視しておりました。1つ目が「同一サービス同一料金」ではないため、利用者が料金プランを正確に理解できず、通信サービスを比較しにくかったという点です。通信キャリアで端末を買いますと、端末割引分が通信料金から割り引かれるという商習慣がありまして、人気端末は割引額が大きく、また、端末を買わない人は恩恵を受けられないということで、同じ内容の携帯電話サービスのプランでも人によって負担額が異なるということで、料金プランを正確に理解できず、通信サービスを比較できないということから、利用者の合理的なサービス選択を妨げているのではないかという指摘がありました。

そして、2つ目が人気端末の購入や乗換えに対する過度な利益提供を通じて、利用者を誘引していたという点です。これは弊害といたしまして、通信料金の収入を原資として過度に割引等する競争慣行が続くと、通信料金が高止まりしたままとなるということ、そして資金調達力がなく同様の販売手法を取ることができない新規参入者やMVNOが不利であるといったことが指摘されておりました。

3点目として、通信契約により、獲得した利用者を過度に囲い込むということで、こちらは利用者に乗換えを躊躇させることで、事業者間の競争が縮減するという点が指摘されておりました。

それぞれ弊害の欄の赤字部分は、後ほど資料1-4で示す、この規制の目的の話にもつながってくるところです。

これを受け、右側、緑色の枠の中ですけれども、2019年に規制を導入したところとして、規律対象となるサービス、事業者、そして行為を記載しております。当初問題になっていたのは、左のとおり、MNO 3社による通信サービスとスマホのセット販売における行為というところですが、電気通信規律対象のサービスや事業者は比較的広く規律をしております。

まず、1の規律対象のサービスというのは、携帯電話サービスと全国BWAサービスが対象となっておりまして、スマートフォン向けサービスだけではなくて、フィーチャーフォンやモバイルルータ、タブレット等に対するサービスも対象になっております。

そして、2の対象事業者については、現在、MNO 4社に加えて、規律対象のサービスを提供する特定関係法人も対象となっておりまして、規律対象事業者の販売代理店も規律の対象となります。

そして、3番の規律対象の行為については、大きく2つ、利益提供と契約の解除を不當に妨げる行為に分類をされます。

まず、1番目の利益提供規制については、端末購入等や乗換えを含む新規契約を条件とした利益提供には厳格な規律がかかりまして、通信料金割引の原則禁止、継続利用を条件とする利益提供の一律禁止、そして、継続利用を条件としない場合には、一定の範囲で利益提供ができます。なお、端末購入や新規契約を条件としない利益提供であっても、囲い込み規制の観点から、一定の継続を求める場合には一定の上限があります。

そして、(2)の契約の解除を不當に妨げる行為につきましては、規律対象サービスの解約時の違約金というのが上限1,000円になっているなど、複数の規律があります。

2ページ目を御覧いただきまして、こちらの図は、今、説明をした27条の3のルールが誰のどんな行為を規律しているのかを図解したものです。

緑色の枠で27条の3の規制対象行為を示しておりますけれども、日本の端末販売は、青色の通信事業者経由、あるいは主にMNOの販売代理店経由で、回線契約と一体的に販売されることが多く、セット販売自体は問題ではないものの、先ほど紹介した弊害が生じているということで、対象事業者による利益提供や囲い込み行為を一定程度、規制しているというのがこのルールの位置づけでございます。

3ページ目はMNOとMVNOの関係を示した図でございまして、4ページ目は規律対象事業者の一覧として、いずれも参考資料です。

5ページ目を御覧いただきまして、事業者間の乗換え円滑化のための関連する取組ということで、27条の3の行き過ぎた囲い込み規制以外にも、スイッチングコストを下げて乗換えを円滑化するための取組をしておりまして、その御紹介です。

主に3つあります、1つ目がMNPの手数料原則無料化やワンストップ化、2つ目がSIMロックの原則禁止、そして3つ目がキャリアメールの持ち運びです。

6ページ目を御覧ください。こちらは27条の3のルールが導入される前からのモバイル市場の動向について、左に主な政策の動向、そして右に主な市場・事業者の動向を年表形式でまとめています。

主な政策動向につきましては、2004年に携帯電話料金等の小売料金の事前規制が撤廃されていることを前提といたしまして、寡占市場になりがちなモバイル市場の競争環境の整備をするための取組をしてきたところです。具体的には、通信料金と端末代金の分離、スイッチングコストの低下、また、2019年からは、販売代理店の届出制度の導入を契機に、販売代理店も規律対象としてきたところでございます。

そして、右の市場・事業者の動向につきましては、スマートフォンの普及とともに、毎月の端末割引分を通信料金から値引くという商習慣や、自動更新の2年契約型プランが普及したことや携帯電話料金の水準を含む各種動向を示しております。

7ページ目を御覧ください。こちらは参考ですが、27条の3の規制導入後、競争ルールの検証に関するWGという会議を立ち上げまして、また、その下に設置されたタスクフォースでの議論を含め、取りまとめた内容を一覧としてまとめています。競争WGは、規律に応じた事業者の対応状況やルールの遵守状況、それから市場への影響をフォローアップしまして、また、新たな課題についても対応策を検討してきたところでございます。

8ページ目と9ページ目を御覧ください。これは27条の3の端末販売時の利益提供額の上限ルールについての補足資料といった位置づけです。利益提供の主な類型や利益提供の上限額の算出根拠、そして特例を含む上限の図を参考として提示しております。

11ページ目以降からが直近の通信市場・端末市場の動向で、簡単に御紹介をさせていただきます。

まず、11ページは、携帯電話サービス等の27条の3、規律対象サービスの事業者別のシェアですけれども、2024年度末時点でもMNO3社の合計のシェアが90%を超えております。

12ページが携帯電話料金の水準に関するデータでございます。左の消費者物価指数は、2020年を基準値100としまして、2021年と2022年で大きく下がっております。右は、現在契約しているプランの料金は安いと感じるかを利用者6,000人にアンケートしたものですが、ルール導入前と比べて安いと思うという回答が少し増えて、高いと思うという回答が減っております。

13ページと14ページは、携帯電話料金の国際比較の推移です。日本を含む主要6か国（米国、カナダ、オーストラリア、韓国、中国、台湾）の携帯電話料金について、赤線が日本の推移で、4Gのサービスは2020年度以降、低廉化が進んでおります。グラフで今、お示ししているのは、シェア1位の事業者間の比較ですが、MNO全体やMVNOシェア1位の諸外国比較でも、日本の携帯電話料金は諸外国と比較しておおむね中ぐらいとなっております。

次のページ、5Gサービスですが、こちらも同様の水準になっております。

15ページを御覧いただきまして、こちらは規律対象事業者のARPUの推移を示しております。MNO3社を含め、従来よりも低廉なプランが出てきた時期に赤いフラグを立てております。

16ページが現在契約しているプランに対する納得感と理解度について利用者にアンケートを取っております。ルール導入前と比べますと、自分が契約している料金プランを「納得している」、「理解できていると思う」と回答する者の割合が増加をしております。

17ページを御覧いただきますと、規律対象サービスの新規契約者、そのうちのMNP数の推移でして、こちら、MNPの件数と割合がともに増加をしております。

一方で、18ページは、現在契約している携帯電話事業者との契約期間を利用者にアンケートで尋ねた結果です。これはルール導入前の2019年から定點的に見ているところ、ルール導入前の2019年9月に比べて半年以内の解約者を含め、全体として契約期間に大きな変化がないという点が分かります。

19ページは、規律対象事業者が販売するスマートフォンの販売台数が減少していく、一方で棒線のスマートフォンの売上単価が増加しているということを示すグラフです。なお、スマートフォンの販売台数のうち、MNO4社が販売する台数が約98%を占めております。

20ページと21ページ、こちらはMNO4社が販売するスマートフォンの価格帯を

示したグラフでございまして、高価格とラベリングした10万円以上のスマートフォンの割合が直近で半分近くを占めます。

22ページは、端末購入プログラム加入者に対する端末販売台数の割合を示した、MNO3社の合計のグラフですけれども、2022年度の第3四半期から増加傾向でして、端末購入プログラムによる端末販売が主流な売り方になってきているということが分かります。

23ページは、端末購入プログラムを通じた端末買取の仕組みを解説した参考資料です。

24ページは、端末購入の選択肢の多様化に関するデータです。左は、現在使っている端末の購入場所をアンケートで聞いておりまして、MNOやMVNOのキャリアショップ、あるいは家電量販店で購入する割合というのが減って、MNOやMVNOのオンラインショップ、それからメーカー直販や中古端末のショップで購入する割合が増えております。右のグラフは、中古端末の販売台数が伸びているということを示しております。

25ページは、新規契約時に端末を購入する者の割合で、特にウェブで減少傾向であるということを示したグラフです。

26ページは、MNO4社が販売する規律対象サービス向け端末のうち、主要なものの中訳を示したものです。2024年度でスマートフォンが9割を占めておりまして、そしてフィーチャーフォンやタブレット、モバイルルータの割合が年々減少しているということが分かります。

そして、27ページはルールの範囲内で許容される利益提供の傾向について、端末購入を条件とする場合、新規契約を条件とする場合、また、規律対象事業者と販売代理店でそれぞれグラフ化したものです。

28ページは、規律対象事業者が販売代理店に支払っている金額の推移でございます。資料1-3については以上でございます。

【笹川料金サービス課課長補佐】 続きまして資料1-4について御説明をいたします。

1ページを御覧ください。この専門委員会は、2つのトピックで進めていきたいと考えております。

1つ目が指標に基づく規制のあり方の検討でございます。1行目、27条の3の規制について、目的に見合った必要最小限のものに見直していくべきではないかと記載をし

ております。その下に競争WGの報告書の該当記載を抜粋しておりますけれども、これは27条の3の規制は何のためにあるのか、導入時の目的に立ち返って検討するというコンセプトでございます。このルールの導入後、主に競争WGにおきまして、市場に起きている課題にその都度対処するために、この27条の3の規制を見直してきたところでございますけれども、規制の目的を離れて規制をツールとして使うということは、規制一般の在り方としても望ましいものではないので、この専門委員会のトピックにおきましては、今までよりもより目線を高くして、27条の3が目的に見合った必要最小限のものになっているのかという点を議論いただきたいと考えております。もちろん、規制を最小化するという結論ありきではありませんけれども、規制の最小化というものを目指して、エビデンスベーストな形で規制の在り方を検討いただきたいと考えております。その進め方を以下、2ステップで示しております。

まず、1つ目ですけれども、この目的に照らして市場環境や規制の効果を検証するための指標を設定するというところです。枠組みの中に目的が書いてありますけれども、これまで各種のデータを見てきたところでして、その一覧を7ページのところでトピックごとにどんなデータを取っているかを示しております。また、資料1-3で市場動向を御紹介したように、携帯電話料金の水準は下がったとか、アンケートによると契約しているプランの納得度、理解度は上がったとか、メーカー直販や中古ショップで端末を買う人が増えて購入経路が多様化しているという、個々のファクトを把握しても、このデータを使って市場を評価するというところまで必ずしも至ってなかったところです。そこで、単にデータを見るというのではなくて、これらを指標という形で発展させることができるという点を検討いただくのが第1ステップでございます。

そして、第2ステップとしては、その指標を使って市場環境や規制の効果を検証して、4つの目的に照らして規制の最小化を図ることが可能かという点を検討するものです。その中で、27条の3の規制のうち、これは最小化できる、この部分は当面維持すべきという仕分けをすることになると思いますけれども、当面維持すべきと判断した部分につきましても、本当にこの先ずっと必要なのか、27条の3の規制の代わりになり得るような対応策というのは考えられないのかという点を検討いただくのが第2ステップでございます。

なお、オレンジ色で4つの目的を記載しておりますけれども、そもそもこの4つの目的の意味するところや、今もなお目指すべき目的であるのかという点も議論の対象にな

るかと考えております。

2ページ目を御覧ください。これは27条の3の規制と達成すべき目的と、規制導入前に顕在化していた課題の関係をマッピングしたものでございます。この顕在化していた課題というのは、資料1-3の2ページ目で記載している内容と同じでございます。

赤字の目的ごとに見ていきますと、まず、全体にかかっている事業者間の適正な競争環境の実現は、利益提供額が制限されていることや、囲い込み規制でMNO 3社以外にも乗換えしやすい環境になったことから、事業者間の適正な競争環境の実現がある程度達成できていると言えるかどうか。そして、利用者の合理的なサービスの選択については、端末購入の有無や種類によって、今や通信料金が変わるといったことはなくなって、料金プランを比較しやすい環境にならうか、また、囲い込み規制によって、乗換えを含め、これまでよりも自由にプランを選択できるようになりましたけれども、これらは利用者の合理的なサービス選択につながったと言えるのか。そして、利用者間の不公平については、通信料金割引を含む利益提供額が制限されていますので、端末を頻繁に購入する者のみが通信料金割引を受けることはなくなり、端末割引額も一定程度、抑えられたりしていますけれども、それが利用者間の不公平の解消につながっていると言えるのだろうか。また、通信料金の高止まりについては、利益提供額が制限されて、通信料金の原資として過剰な額を割引等につぎ込むことはできなくなりましたし、MNO 3社のオンラインプランを含め低廉な料金プランが出てきたことで、通信料金が高止まりする要因の一部は間接的に解消されていると言えるかもしれませんけれども、一方でこの規制は料金水準を直接規律するものではないので、果たして実際に通信料金の高止まりの解消につながったと言えるのだろうか。このような観点で議論いただきたいと考えております。

3ページ目、2つ目のトピックといたしまして、顕在化している課題への対応策の検討です。こちらは主に関係者にヒアリングをしまして、対応の必要性や論点を整理する方向で考えております。基本的には関係者から自由に問題提起とか意見を述べていただきますけれども、短期解約の問題につきましては、過去、競争WGでも議論されたことがありますて、論点を特出ししております。

短期解約の問題としましては、これまで乗換えしやすい環境を整備してきたところですが、その環境を悪用して特典目当てのホッピングや他社を踏み台にする行為が発生しております、これを問題視する声が上がっているところです。

ヒアリングに当たっては、以下の2点を明確にする必要があると考えております。1つ目は、短期解約の課題は何かという点を明確にすることです。利益提供しても、通信契約が一定程度継続されなければ元が取れず、収支がマイナスになることが課題なのか、それともホッピングをして利益を受け取る者のみが得をすることが問題なのか、それとも短期解約が増加することで販売代理店の運営に影響が出ることが課題なのか。課題が違えば、その対応策も異なってきますので、関係者におかれましては、まずは課題を明確にしていただきたいと考えております。

また、資料1-3の18ページでもお示ししましたけれども、利用者6,000人にアンケートをした結果によりますと、2019年6月以降、半年以内とか1年以内の解約者の数に大きな変化が見られないようでした。もちろん、アンケートなので、実態把握には限界はあると思いますが、果たして短期解約が事業運営に大きな影響が出るほどの規模なのかというの、ヒアリングで確認をする必要があると考えております。

そして、当事者が自主的な対策を講じることはできないのかという点につきましては、3つ留意点があります。1つ目が、踏み台やホッピングの発生は、MNPに対して利益提供を行っているということが原因なので、まずはそれを行っているMNO各社において必要な対策を講じる自助努力ができないか。例えば、顧客ID管理を通じて一定期間内に再度転入した契約者には利益提供しない等の措置を講じることが考えられるのではないか、という点です。次に、販売代理店への影響が過大なのであれば、MNOによる販売代理店への対応の見直しや販売代理店自身による対策等も検討すべきではないか、という点です。そして、最後に自主的な対策を講じてもなお、規制による対応が必要である場合には、どのような措置が必要か。その際にも、規制は目的に見合った必要最小限のものとすることが基本ではないかと考えております。関係者におかれましては、これらの点も明確にしていただきたいところでございます。

4ページ目、これらを踏まえまして、通信市場、端末市場の関係者にヒアリングを実施しますけれども、そのヒアリング事項を提示しています。先ほど御説明した2つの柱に沿って、このようなヒアリング事項としているところです。

5ページ目が今後のスケジュールの全体像を示しているところでして、1月以降、関係者ヒアリングを実施することとしまして、初回は1月14日に開催いたします。

6ページ目以降は、参考資料ですので説明を省略させていただきます。

事務局からの説明は以上でございます。

【大橋主任】 ありがとうございました。

ただいま事務局からモバイル市場の動向と、この専門委員会において事務局が考へて
いる論点ということで示していただいたところです。

こちらについて、ぜひ皆様方から御質問、コメント等をいただきたいんですが、その
前に、本日、三澤委員より御発表も御用意していただいているところで、そちら
も併せて全体を通じての討議とさせていただきたいと思います。

【大橋主任】 こちらのほう、議題（3）として、韓国の端末流通法廃止後のモバイル市
場動向ということで、三澤委員から御発表いただけるということで、本日、お忙しいと
ころ、資料の御用意も含めて、大変ありがとうございます。差し支えなければ、三澤委
員から自己紹介も兼ねて御説明いただければと思います。よろしくお願ひします。

【三澤専門委員】 財団法人マルチメディア振興センターの三澤と申します。

軽く自己紹介させていただきますと、私は日本の情報通信分野の参考に資するため、
主に海外市場の政策と市場動向を調査研究する部門に属しております。そして、私が長
らく韓国を担当してきましたので、今回発表させていただく機会をいただきました。こ
れをきっかけに、いろいろと議論が進めばと考えております。

では、発表に移ります。

1ページ目に行きまして、どうして韓国かというお話から入りますね。まず、初めて
の方もいらっしゃるので、何で欧米じゃないのかと言いたい方もいらっしゃるかと思
います。実は、モバイル市場って、世界で日本と韓国が一番似ているんですよ。例えばヨ
ーロッパとか米国を見ても、違い過ぎてよく分からぬということが結構多く、なかなか
日本人の私としてはびんときません。韓国を見ていると、かなり市場構造も、それか
らビジネスも成り立ちも似ているので、お互い結構似たところで悩んだり、また、韓国
のほうが通信、進んでいるところもあったりするので、いろいろと参考にできるところ
があります。

そして、モバイルビジネス環境がどうして似てきたかというと、実は2G時代に遡り
ます。2Gの規格、幾つか分立していたと御記憶されていると思いますが、結局は欧州
方式のGSMをほとんどの国が採用しているんですね。採用しなかった国というのが、
実は日本と韓国の2か国だけなんです。アメリカも実はCDMAが主流なんですけれど、
一部はGSMを入れているんですけど、左下の図を見ていただきますと、日本と韓国
だけはきれいにGSMを採用していない。そうすると何が似てくるかというと、日本、

韓国で取り入れたこれらの方は、S I Mと端末が分離できないので、通信プランと端末を一体化して売るしかないという形になったんですね。そのために、構成員の方のみ御覧になれる形なんすけれど、右側の資料を御覧いただきますと、携帯ショップで通信と端末を一体化して販売するビジネスモデルがほぼほぼ100%の形で2G時代に日本と韓国で成立したということになります。そのほかの国々はGSMが入っていて、S I Mを売っているところと端末を売っているところが完全に販売場所が分離している国もあります。ということで、日本と韓国のモバイルビジネスの成り立ちが似たのは、このGSM時代から始まりました。

次をお願いいたします。

そして、その直後から端末の販売の在り方について、韓国では21世紀の間、端末割引の在り方の規制を導入したり、解除したりを繰り返してきたんですね。まず、これをぱーっと申し上げますと、補助金を禁止してみたけど、結局、これは禁止しても、不法補助金と言われる補助金がなくならなかつたので規制を撤廃してみた。今度は、補助金上限規制を入れてみた、そして今日お話しする端末流通法という新しい規制も入れてみた。その中で、最初のうちに上限規制はやめてみたんですね。結局、端末流通法を入れてみても、これは市場を自由化したほうがいいんじゃないかという結論になって、この25年間、試行錯誤を重ねてきたんです。結果として、補助金規制をしても、罰金を取っても、不法補助金はなくならなかつた。そして、補助金規制は端末価格の高止まりにつながつたということで、今、規制を完全にやめてみた状況なんです。

次、お願いします。

そして、これと別途で韓国では歴代政権が通信料金を引き下げますということを公約にして、通信料金引下げ政策を代々、左下の図に簡単に書きましたけれど、打ってきて、これ以上、キャリアとしては下げられる部分が出尽くして、もうなくなったという状況なんですね。ところが、現在の政権でも、電気やガス、それから電車、バスのように、通信料金の負担が家庭に増えないようにしますということを約束しているので、何らかの形でこれから入れてきます。今、ちらっと出ているのは、決められた定額データプランを使い切った後の基本的な帯域制御で提供する部分をもうちょっと拡大して提供することが検討されているようです。

こうやって右側のグラフを見ていただきますと、通信料金は確かに下がってきたんですね。赤いところです。ところが、端末料金はどうやら上がってきてているということが

見て分かるかと思います。

次、お願いいいたします。

そして、端末流通法とはどういう制度だったかというのをまず簡単に御説明します。

右下の部分を御覧ください。この法律では、端末補助金をみんなに公平に分かりやすくするために透明化を図ろうという形の法律だったんですね。ポイントをまとめますと、罰則対象はキャリア、メーカー、ショップ、そして2つ目、まず、キャリアが補助金の水準を端末機種ごとに決めて、それをキャリアのホームページで1週間、一旦出したものは変えちゃいけないんですね。そして、一旦出した割引額は1週間ばっかり変えてはいけなくて、これを超えて端末割引すると違法ということになります。ショップはキャリアが決めた端末割引額に、そのきれいに15%まで、キャリアのショップ、それから併売店で上乗せすることができます。これを超えて出したら違法ということになります。それから、オプションプランの強制加入禁止、そして4つ目も大切な要素なんですが、端末割引補助金を受けないで通信プランだけ入りたいっていうお客様がいますね。そういう方々には、補助金割引のインセンティブの代わりに通信料金を25%まで割引するという形でした。この制度をちょうど10年間やってきたんですけど、結果として端末価格は左側のグラフのように、実感として上がったなということが言われています。

次、お願ひします。

この法律廃止で、今、端末割引は完全自由競争になりました。ところが、法律をやめる前から端末価格は下がりづらいんじゃないかと言われてきました。上のポチ2つ目なんですが、AI搭載で端末機能が高度化している。それから、キャリアはもう端末割引競争から卒業しているんじゃないかな。今、一番お金をかけたいのはAI投資で、日本以上に早くからキャリアがAIへの投資に集中しております。そして、これは後でハッピング的に起きたものなんですが、今年、キャリアの大型ハッキング被害で個人情報の大型流出事故が相次いだので、それでいろいろとキャリアの資金繰りが悪化しているという形です。

端末流通法を廃止して、実は法律の中で残した制度もありまして、残した制度は法律の廃止後、電気通信事業法に移管しております。

次、お願いいいたします。

これが後で詳しく御覧になりたい方の御参考用なんですが、端末流通法を廃止し

て、廃止したこと、それから残したこと、電気通信事業法にどのような形で移管したかというのをまとめております。

次、お願ひします。

この法律をやめるに当たっての業界、それから政府、消費者団体の立場が微妙に違うんですね。法律をやめることは、みんなもうなくてもいいでしようということで一致はしていたんですけど、法廃止後の利害関係者の立場は結構様々だったというので、後で御参考いただけましたら幸いです。

次、お願ひします。

こちらも御参考までなんですけれども、日本ですと、移動通信サービス、それから端末というと、消費者相談が多い。だけど、日本ではここのことろ、6位なんんですけど、この国を見ていただきますと、日本以上に消費者相談窓口が多いんですけど、携帯電話、移動通信サービスは何と歴代1位、そしてやっぱり端末もかなり高い。いろいろと悩みが多いそうですね。

次、お願ひします。

次もほかの消費者センターに当たるもの窓口なんですけれど、悩みが深そうです。

次、お願ひいたします。

そして、消費者立場から見た一番分かりやすい法律廃止による制度変更点、3つにまとめられます。まず、キャリア支援金というキャリアが出す分の補助金、割引の額は、実はもうキャリアはホームページで発表しなくてもいいんですけど、消費者混乱を防ぐために、当面、まだ法律廃止前と同じようにキャリアがどれぐらい割引を出していますよという基準として載せています。実はもうキャリアも幾らでも出してよくはなっているんですね。それから、2つ目、ショップでも以前のキャリアの補助金の15%までという枠がなくなったので、幾らでも出していいので割引額が増えるはずという仕組みになっております。それから、3つ目、補助金代わりの端末割引がない代わりに通信料金の25%引きで入る人は、補助金、端末の割引は今までにならなかった。だけど、今後は通信料金割引で入ってくるお客様も、端末を追加割引してもらうことも可能ということで、ここでも端末の割引率が上がる仕組みをこういうふうにつくったんですね。

次、お願ひします。

これがキャリア支援金後、本当はもうやらなくていいんですけども、今、キャリアのホームページがどうなっているかということで、一応、各端末の割引基準、水準みた

いな参考の形でキャリアがこんな形で載せているという資料です。

次、お願ひします。

そして、この法律をやめてみてどうなったかというと、効果、割引、そんなに拡大していないんじゃないんじゃないかというのが韓国の業界と今の政府の見方です。棒グラフだけ見えてみると、キャリア3社の通信プラン、大体、似たような通信プラン、それから端末11機種を対象にした割引水準なんですけれども、割引額、一見増えているように見えるんですけど、新しい端末が出るタイミングなどなども考えると、そんなに法廃止したからといって割引が拡大されたという実感がないという評価に今なっております。

次、お願ひします。

さらに大事な指標として、MNP状況を見ると、左側は各年ごとの20年近くぐらいのMNP状況なんんですけど、端末流通法施行前は人口5,000万人の韓国で約1,000万人以上がMNPをしてきた、すごいMNPは活性化された市場だったんですね。ところが、この法律を入れたら、MNPが不活性化した。この法律が廃止されてからどうか。廃止が目に見えてきた頃から、MNP、ちょっとずつ増えてはきているんですけど、今年、去年よりは増えているんじゃないかなという見方もできるんですけど、実は中身が問題ですね。このグラフの伸びだけでははかれないことがありまして、右側の今年の1か月ごとのMNPの動きを見ていただきますと、通信事業者の大きなハッキング事故があって、それで事故のあったキャリアから顧客が大量流出して、一時的にMNPが活性化したという要素が実は大きかったので、決してこれは端末流通法という規制をやめたからではないよねという見方がされています。

次、お願ひいたします。

これはどんな事故だったかという御参考です。

次、お願ひします。

そして、規制をやめてみた韓国、課題が残っています。まず、1つ目、規制をやめてみたけれども、結局、じゃあ、何が消費者間の不公平なのかとか、そういう基準、今、ガイドラインもまだ制定していない状態なので、はっきりした合理的な判断基準がなくなっちゃっている状態なんですね。それから、2つ目、規制をやめて4か月たったんですけど、今のところ、まだ消費者の体感度が大変乏しいと言われています。そして、3つ目、キャリアはもう補助金競争になかなか入ってきてくれない。AIにお金を使いたいので、補助金競争は何かもうキャリアは来づらくなってきたところに大型ハッキン

グ事故が相次いだので、このままだと、キャリアの補助金競争、黙っているだけではなかなか活性化しないんじやないかというジレンマに陥っています。そのため、韓国 政府も、これではせっかく規制緩和したのに効果がない、じゃあ、どうしたら消費者の体感度が増すかということを今考えるために、政府の有識者会議が立ち上がって、できれば12月末までに一旦、総合対策の素案をつくろうとしているところで、今、頭を悩ませているようです。

駆け足でしたが、現状の御報告を終わらせていただきます。

【大橋主任】 三澤委員、ありがとうございました。後ほど意見交換のときに御質問あるかもしれません、そのとき、よろしくお願ひいたします。

【大橋主任】 それでは、以降は意見交換の時間とさせていただければと思います。

本日、初回ですので、委員の皆さん全員に御発言いただければと思っています。御発言の際、冒頭、自己紹介を手短におっしゃっていただけるとありがたいなというふうに思います。私のほうから指名はいたしませんので、ぜひ御準備よろしければ、チャット欄にて御発言の意思をお知らせいただければ指名をさせていただきます。いかがでしょうか。

それでは、宮田委員、お願ひいたします。

【宮田専門委員】 東京科学大学の宮田と申します。総務省の会議で近いところだと、市場検証委員会のほうでもいつも大変お世話になっております。専門は、インターネットにおける通信のトラフィックの解析や通信品質の制御に関する研究で、工学の立場から通信ネットワークをいつも見ております。

今回の会議の名称は、利用者視点を踏まえたモバイル市場の検証とありましたので、利用者の方々が実際にどうつながっているのかな、どんな通信品質で使っているのかなという観点も料金と並んで重要な要素かなというふうに考えております。バックグラウンドが工学系ということで、今回のこの会議の経済的な視点とは少し異なるのですが、利用者視点という共通の軸の下で、これから議論を通じていろいろ勉強していきたいと思っていますので、これからどうぞよろしくお願ひいたします。

これを踏まえまして、通信品質と利用者視点の関係について、コメントと質問を2点ほどしたいと思っております。

まず、1点目は、最初の事務局からの御説明に関してです。説明に関して、料金水準や端末の在り方など、様々な観点が整理できていた、大変理解が深まりました。一方で、

利用者の立場から、実際の利用の場面で十分につながっているかなとか、混雑を含めてどんな品質で利用できているかという通信品質も利用者視点の大事な要素かなというふうに思っております。説明にありました第27条の3の運用の見直しを検討するに当たって、こうした通信品質のネットワーク投資の状況というものを、指標化、具体化していく中でどのような形で位置づけていけそうか、事務局のお考えをお聞かせいただけると幸いです。

2点目は、三澤委員からの御発表に関してです。大変分かりやすい説明で、大変勉強になりました。ありがとうございました。

今回、初めて韓国のモバイル市場の事例を紹介いただいたんですけれども、この韓国の見直しに関して、結果的に利用者の通信品質やネットワーク投資に影響を与えたのかどうかというところがもしお分かりになるようでしたら、分かる範囲で教えていただければうれしいかなと思います。

以上です。よろしくお願ひいたします。

【大橋主任】 ありがとうございます。

御質問については、ある程度、委員の皆様方の御発言をまとめてから御回答させていただくようにしますので、続きまして、西村委員、お願ひいたします。

【西村（暢）専門委員】 中央大学の西村と申します。大学においては、独占禁止法、それから電気通信産業を含めました、いわゆる規制産業の法規制枠組み、これらに関する研究教育を行っております。本日の資料にもございました競争ルールの検証に関するワーキングの初期より参加させていただきまして、引き続き、法律の観点から丁寧に取り組んでいければなと考えております。

その上で、3点、コメントをさせていただければと思います。

まず、1点目でございます。事務局資料1-4の右肩1ページ、それから3ページ、「目的に見合った必要最小限のもの」に見直していくべきではないかという問い合わせ、それから顕在化している課題への対応策の検討、いずれも重要で、丁寧かつ慎重に行うべきというふうに考えております。今般、御提示されました顕在化している課題の一例としての短期解約についても、資料の御説明のとおり、本当に影響が様々であります、短期解約それ自体の法的位置づけというのも確認が必要ではないかなと感じた次第です。その際、そもそも事業法が守るべきものとは何かという法の目的の再確認、そして現行法の文言から出発して、課題とされる短期解約を考える必要があろうかなと思っており

ます。

この観点で、事務局に確認をお願いできればと思います。この短期解約について、一方で、27条の3の事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある利益提供とどういう関係性があるのか、法令違反行為そのものなのか、当該行為そのものではないけれども、法令上不当な行為により生じる行為なのか、電気通信事業法上、現時点での法的評価についてお教えいただければと思います。

また、他方で、電気通信事業法121条で、認定電気通信事業者の提供義務との関係で、短期解約という利用者の行為だけを理由にしまして当該利用者に対して役務提供拒否というのはできないと思うんですが、事業者レベルで契約解除料を設定しているかと思います。この対応措置というのが法律上の正当な理由に合致するという点の理解についても確認をお願いできればと思っております。

2点目でございますが、これはヒアリング項目についてでございます。ちょっと細かくて恐縮なんですけれども、関係者ヒアリングといった場合の関係者はどこまで想定されておられるのかということと、それからヒアリング項目の1番目の（1）と（2）はかなり重複しているのかなというふうに捉えられますので、少しここら辺を整理していただく必要があるのかなと思っております。また、事業者様におかれでは、2のほうですけれども、課題に言及される際、なぜ課題と捉えているのか、事業法の目的との関係についても併せて御説明をお願いできればなと思っております。

最後、3点目で、三澤委員からの御説明、プレゼンテーション、非常によく分かりました。ありがとうございます。

1点だけお教えいただければと思います。韓国の端末流通法に関する具体的運用のためのガイドラインというのが存在していたのかどうか、その事業者のガイドラインに対する対応等、もし情報を持っておられましたらお教えいただければ幸いでございます。また同時に、端末流通法が動いていたときに、法令違反行為の数とか、行政がどのような対応を取ってきたのかという実態も、後日でも結構でございますので、お教えいただければと思っております。

長くなつて恐縮です。以上でございます。

【大橋主任】 ありがとうございます。

続きまして、北委員、お願いいいたします。

【北専門委員】 野村総研の北でございます。私、情報通信関連領域の調査、コンサルテ

ィングに携わりまして今年で36年目、総務省におけるモバイル市場の健全化、適正化につきまして、先ほど事務局資料の年表にもありましたけど、2005年から有識者として切れ目なく関わってきております。

2005年からこの20年、モグラたたき的に規制を打ち込んできた結果が今のガラパゴス的な規制環境でありますと、今回、それを最小化できないかという議論が行われること、大変有意義なことだと思っています。ただ、日本のモバイル市場は、韓国を除けば、世界的に見て非常に特殊であります。世界から見れば、日本と韓国は異常だということなんですね。特に日本では、キャリア間でユーザーへの利益提供の還元競争がどんどん過熱して、それによって利益を得ようとするやから、反社が群がって、金が流出するという事態となり、それを止めるために緊急対策として規制を行うということを何度も繰り返してきたんですね。今現在もSIMのみ新規キャッシュバック2万円によるボードイン競争が続いておりまして、手配師が暗躍し、MNP件数が爆増しています。昨年のMNP件数は初めて1,000万件を超えたけど、本年度はその1.2倍ぐらいのペースで増えているようです。

じゃあ、その1,000万件のうち、真水のMNPって果たしてどのくらいなのかと。真水のMNPというのは、これまで私、競争ルールとかの会合で何度も申し上げてきしたことなんですけれども、例えば自分が今使っているキャリアよりも他社のほうがネットワーク品質がいいからとか、魅力的なサービスがあるからとか、キャリア経済圏が魅力的だからといった理由でキャリアスイッチするんだというのが真水のMNPであって、例えば端末の電池がへたってきたんで、MNPして端末買ったほうが安く買えるからMNPする、あるいはショッピングモールとか商店街を歩いていたら、まだ2万円もらってないですかって声をかけられて、じゃあ、2万円もらえるならMNPしようと。あと、家電量販店で洗濯機買ったら、はっぴを着たスタッフから、今、MNPすれば、量販店ポイント2万点差し上げますよって声をかけられたのでMNPするとか、こういったMNPは健全なMNPとは言えないんじゃないかと思うんですね。

第2回か第3回の会合でぜひプレゼンしたいと考えているんですが、米、独、仏、あと韓国でも、例えば最新のiPhoneがほぼゼロ円で買えるんですね。ただ、誰でもゼロ円になるわけじゃなくて、アンリミテッドプランなどの上位の料金プランを契約して、かつ端末を割賦で購入することなどを条件に、月々の支払い料金から分割して値引きが行われて、途中で解約をしたり、下の料金プランに移行したら、高額な違約金が課

されるというものになっているんです。つまり、キャッシュバックとか安売りされた端末を転売してもうけるということができにくい仕組みになっているんですね。そこが日本とほかの国の大違いで、要は日本のキャリアはわきが甘いということなんですよ。

キャリア間競争はいいことですけど、それが間違った方向に行かないようにすることは行政の役割だと思うんですね。今回、規制の最小化を目指すという方向性は正しいと思いますが、日本市場の特殊性を鑑みれば、強化すべき点は強化するというは々非々の対応が求められるんじゃないかと考えております。今後、かんかんがくがくの議論が行われることを期待しております。

先ほどの三澤さんのプレゼンの補足なんですが、端末流通法が廃止された後、韓国を訪問して、キャリアショップ、家電量販店、併売店を視察してまいりました。その結果、キャリアの直営ショップでは端末の販売価格はオンライン販売の価格とほぼ同じですし、端末補助金は廃止前と変わりませんでしたけど、代理店が運営するショップとか家電量販店は値引き額が大幅に増加していましたし、併売店では幾つかの条件付ではありますが、iPhone 17、あるいはGalaxy S25の250ギガバイトがゼロウォンで売られておりました。2013年の端末流通法導入は、詳しい人だけが安く買えるというユーザー間の不公平性の是正、これを透明化しようという大きな目的であったわけですが、廃止後、早速見てみると、元の不透明な状態に戻っておりました。韓国国民の中で家電量販店とか併売店で買う人の割合がどれくらいなのか、ちょっと私、分からないんですが、詳しい人は安く買えるという状況に戻ったということは言えるのではないかと思います。

すみません、長くなりましたが、以上でございます。

【大橋主任】 ありがとうございます。

続きまして、全相協の西村委員、お願いできますでしょうか。

【西村（真）委員】 全国消費生活相談員協会の西村と申します。名前のとおり、全国の自治体の消費生活相談の窓口で相談員として勤務している者の団体でございます。

先ほどのプレゼンにもございましたように、消費生活相談の中で通信関連のサービスというのはかなり上位のほうに入っておりまして、様々な相談が寄せられていることと、高齢者などの情報弱者だけが相談に来ているというよりは、皆さんやはり通信サービスのことは何となくあまりよく分かってないけれども、取りあえず使っているというような状況にある方が圧倒的に多いのではないのかなと思います。端末を買うとかプランを

変更するみたいなのも、みんな恐る恐るやっているような実感は私を含めてあります。

あと、通信サービス、割り引いてもらって買うのが当たり前というのが前々からちょっと疑問には思っていました。先ほどの韓国の例で、何となく値引きする体力がなくなってきたのかなみたいなイメージを持ちましたが、北さんの説明によると、いやいや、そうでもなくて、代理店の値引きはまた増えているということなので、本当にちょっと難しいなと思っています。シンプルな契約がいいなと思いますが、日本国内ではいろんなサービスとのセット割という形で売られて、単純比較がとても難しいような状況にありますし、ちょっと悩ましいなというようなことを思っているところです。

質問として一つさせていただきたいのは、三澤委員の12ページのスライドのところで、首都圏と非首都圏での地域差は法廃止後に減少傾向とあるのが少し意外に感じました。何となく一極集中で首都圏で暴騰するような傾向があるのではないかと予想しましたが、何かこの辺の要因があるんであれば教えていただきたいと思いました。

以上です。

【大橋主任】 ありがとうございます。

続きまして、DBJの宮川委員、お願ひいたします。

【宮川専門委員】 DBJの宮川でございます。御説明のほう、どうもありがとうございます。

私、DBJで産業調査部長をしておりまして、私どもの産業調査部では、いろいろ各業種についての技術の動向などの調査といったところもしているんですけども、併せて全産業向けに毎年、設備投資計画調査などもしております、そういった観点で情報通信業がほかの業種と比べて設備投資を適切な水準でできているのかといったところなども見させていただいております。

今回の会議の目的になっております、まず、利用者にとって適切な価格、あるいはサービスが提供されているのかといったところは、もちろん、重要な課題だと思っているんですけども、同時に情報通信業の事業者さんが適切な料金設定の下で、その資金から設備投資を適切に行った上で、非常に質の高い通信環境を提供するということは、そうした通信環境を前提にビジネスを行っているほかの業種にとっても非常に大事なことだと思いますので、そういう観点でも、ぜひ議論に何か貢献できたらなというふうに思っております。

1点、本日御説明いただいた中から質問といいますか、ちょっとコメントに近いとこ

るになってしまふかも知れないんですけれども、顕在化している課題への対応策というところで、資料1-4で御案内いただいているところで、例えば3ページ目で、短期解約について、当事者が自主的な対策を講じることはできないのかといったような課題感も提示していただいているんですけれども、当事者になっている通信事業者さんが一体、現在どういったモチベーションを持って顧客の獲得を考えているかというところを少し広く考へる必要もあるのかなというふうに思っております。というのは、もちろん、通信、通話のところからの料金収入といったところはあると思うんですけれども、今、いろいろ事業者さん、顧客から獲得したデータを使って、ほかの分野へのビジネスに乗り出したりというところもあると思いますので、こうしたデータを獲得するためのコストという観点も入っている上での顧客の獲得という視点がどれくらいあるのかとか、そういったところもヒアリングの中で論点になるのかもしれませんけれども、うまく引き出せていただけたらなというふうに思いました。

以上でございます。

【大橋主任】 ありがとうございます。

それでは、横田委員、お願いします。

【横田専門委員】 MM総研、横田と申します。今日は皆さん、ありがとうございます。

MM総研は、IT業界をメインに市場調査、分析、マーケティング及び市場動向のメディア発表などを行っている会社でございます。私はその中でも通信業界を専門としておりまして、アナリスト的な立場で業界動向の解説などをメディアなどに向かって行っています。私自身は検証委員会等の参加は、ほかの先生方と比べると、まだまだ全然経験不足ですので、いろいろと勉強させていただきながら、私なりの新しい視点とかアイデア等を御提供できれば幸いかなと思っております。

今日のお話の中で、電気通信事業法第27条の3に関して、関係者ヒアリングなどを行っていくところで、目的は4つあって、そのうちの目的①と②の部分は大分達成できているのかなと思っております。ただ、③の利用者間の不公平感みたいなところは、満遍なく全ての人に公平な契約などはできないでなかなか難しい課題なのかなと思っておりますが、それでもやっぱり一部のリテラシーの高い方がよりプランをホッピングすることで優遇されて端末を安く買えるようになっていたりとか、そういったところの差みたいなところは是正されていくべきだなとは感じております。

あとは、目的の④の通信料金の高止まりの解消というところは、先ほどグラフにもあ

ったように、通信料金、大分下がってきておりますので、逆に他国と比べても日本の通信料金自体はかなり安い部類に入っている傾向もありますので、ちょっとこの辺の見直しなども、高止まりではなく、ちょっと料金を納得いくレベルで上げられる、例えばイギリスとか欧州の国によっては、毎年、消費者物価指数の上がり下がりを参考にして、携帯料金を上げたり下げたりということをやっておりますので、そういう傾向を踏まえつつ、日本なりのやり方につなげていければなと思っております。

あとは、先ほど三澤委員からいろいろな韓国の状況をお聞きしまして、すごく参考になりました。ありがとうございます。その中で、ちらっと韓国のキャリアはもう顧客の奪い合いではなくてA I のほうに投資しているというお話がありまして、日本の通信事業者も、何て言うんですかね、見せかけの契約者数をMNP合戦で取り合って、そこにお金も使って、ユーザーのためにもならないし、キャリアのためにもならないしという状況、要するにちょっと不毛な市場環境になってきているのかなと私は思っておりまして、こういったところをうまく是正して、キャリアが将来的にA I とかに投資をして、それがまたユーザーのユーザビリティーとかといったところにつながって、キャリア側もユーザー側も幸せになるような市場に導いていければなと感じております。

皆さんと同じだと思うんですけども、通信業界をよりよい方向に向けたいという思いは一緒だと思いますので、ぜひ今後とも議論を重ねて、よりよい市場をつくるように努力したいと思います。よろしくお願ひします。

【大橋主任】 ありがとうございます。

一通り御発言いただいたんですが、最後に三澤委員も本委員会の委員でもございますので、差し支えなければ、まず、皆さんの御質問も一部あったと思いますので、よろしければ御質問にお答えいただきつつ、御自身の御意見もいただきつつ、御発言いただけますでしょうか。

【三澤専門委員】 三澤です。では、幾つか御質問いただきましたので、お答えしたいと思います。

まず、最初、宮田先生から通信品質の担保、それからキャリアのネットワーク投資は影響なかったのかということですね。実は、韓国でも通信品質、かなり気を配っている国で、これは端末流通方法、端末割引規制の在り方とはちょっと別次元の問題となりますが、把握しているので御説明いたします。

韓国、5Gにかなり並々ならぬ意欲を最初はかけていて、そして5Gは世界最高品質

をうたっておりましたので、それで実は日本とは違って、総務省に当たる政府が毎年ベースで、かなり5Gの細かい通信品質調査をやって、成績表を出して、それでいろいろな屋内、屋外に分けて、つながりの悪いところなど、きっちりと成績表を出して、キャリアにここに投資すべきというのを国民にも結果を出して、キャリアの投資を誘導するみたいな、こうした政府による通信品質調査というのが行われていて、かなり速度に気を遣う国なんですね。ところが、最近、韓国のキャリア、A Iに向かって、5Gという言葉は全く使わなくなっちゃって、5Gではもう差別化されたサービスは難しいというので諦めモードで、ネットワーク投資しなくなっちゃったんですよ。昨年、韓国では、一応、政府とキャリアがお約束した5Gの全国インフラネットワーク整備の段階計画というのがあって、それはきっちりと守って、一応、5Gのネットワークはちゃんと整備はした、その後が進まなくなっちゃったんですね。特にどこが一番違うかというと、キャリア、韓国は3社あるんですけど、今、5GのSAに転換しても、差別化されたサービスはビジネスモデルがないので、急いでもしようがないという考えにキャリアがなっているんですね。ところが、政府はSAにも投資させたい、そこでどうしましょうというのがジレンマだったんですけど、つい最近、キャリアに来年、今まで使っていた3GとかLTEの周波数を再割当てする際に、5G SAを導入することを義務化、その上でSAを導入した場合としない場合の周波数の再割当て料金にすごく差をつけた。それから、5Gの屋内、やっぱりつながりづらいところも多いので、SAの義務化と同時に、SAで、かつ屋内の5Gの基地局整備も義務づけたということで、周波数の再割当てをネットワーク投資を促進する材料にしようとしています。

宮田先生、こんな形ですが、いかがでしょう。よろしかったでしょうか。

【宮田専門委員】 ありがとうございます。大変勉強になりました。

【三澤専門委員】 今後もまたよろしくお願ひいたします。

【宮田専門委員】 よろしくお願ひします。

【三澤専門委員】 次は、中央大の西村先生ですね。

端末流通法のガイドラインというのは存在しませんで、端末流通法、法律があって、施行令がある。さらに、施行令の下に幾つも告示がございまして、これがガイドラインの代わりで、結構きつい縛りのある告示が幾つもありましたが、今回、端末流通法とセットで、その告示も全部やめて、今、ガイドラインがなくなっちゃった状態、ガイドラインに相当するものがなくなったので、ガイドラインつくらないとやばいんじゃないかな。

特に消費者の不利益になるようなことがあっちゃいけないので、ガイドラインが必要という声がもともと法の廃止前から多かったんですね。そのために、韓国政府はその後の措置、ガイドラインの制定等も含めて、今、法の廃止後どうするかというのを一生懸命悩んで、向こうも有識者会議をしているそうです。

それから、西村先生からいただきました2つ目の御質問で、今までの法の違反行為の実態等を政府がどういうふうに把握しているか状況が分かればということでしたね。これにつきましては、政府の覆面調査とか、キャリアと一緒にいろいろと市場監視チームを設けていたそうですが、実はこの政府による違反行為の抜き打ち調査みたいなものがあり、法の廃止が見えてくると、実は政府も監視、抜き打ち調査とかはしていなかつたとか、結構、時期によってかなりしたりしなかつたりというのがあったようです。それで時々、政府のホームページのお知らせで、キャリアやショップの違反行為で罰金どれだけ取ったというのがかなり昔の法律が始まった当初はちょこちょこ出ていましたけれども、これをちょっと全部どんな状況かというふうに政府が発表しているのを見たことがないので、もし全体状況が分かる資料が今後あれば御紹介いたしますが、多分、全体状況を把握していないんじゃないかと思います。

それから、3つ目ですね。次はもう一人の西村先生ですね。端末流通法廃止後、首都と地域で割引の格差が思ったよりも縮まったということです。これは、まだあまり詳しい話が出ていないんですけども、その前はやっぱり首都のほうがショップがたくさんあるので、今までも法律を超えて、特に併売店だったんですけども、知っている人はここに行くと安いという違法状態、併売店のあるところがあるので、そういうところに行くと安く買えるので、結果として首都圏で買うほうが端末割引率が高くて、地方のほうがなかなかショッピングが少ないということもあって、高めで買わされていたというような現象があったそうなんですね。ところが、蓋を開けてみて、政府で端末流通法を廃止してからしばらくしてから、いろいろなショップを政府が覆面調査で回って出したのが今、出している12ページのグラフの結果なんですね。この調査をしたところによると、意外と端末流通法廃止後のほうが地方での割引率が首都圏と差がなかつた。これが何を意味しているのかというのはこれからまたしばらく見てみないと分からぬんですけど、首都圏でそれほどあんまり割り引かなくなつたのか、それとも地方での割引が意外と前よりも進んだのか、ちょっとどっちかは分からぬんですけど、取りあえず、意外と首都圏と非首都圏の割引率の格差がなくなったというのは、今のところ、

事実のようです。

こんな感じですが、よろしいでしょうか。

【西村（真）委員】 ありがとうございます。

【三澤専門委員】 三澤からは以上です。

【大橋主任】 もし委員としてのコメントとか何かあればいただければと思ったんすけれども、いかがでしょうか。無理してというわけじゃないです。

【三澤専門委員】 ありがとうございます。

今回から委員になりますて、ちょっと今、キャッチアップでなかなか大変なんすけれども、消費者の公平感の実感って難しいですよね。私も勉強させていただきながら、いろいろと一緒に考えていくべきだと思います。今日はこんな感じで。

【大橋主任】 ありがとうございました。

私からも一言だけなんですが、今後、皆さんと事務局に示していただいた資料1-4などを踏まえて議論していくんだと思うんですけども、2つある論点のうちの1つ目、データに基づく、指標と書いてありますけど、精神的な方向性としてはよく分かるところはあるんですが、この目的の①から④というのが必ずしも定量化・指標化できるものなのかどうかというのは、多分、相当悩まなきゃいけないのかなというふうには思います。他方で、規制の合理性とか、るべき姿というのは、必ずしも指標に基づかなければ議論できないわけでもないので、こここの辺り、あんまり間口を狭くしなくとも議論はしていくべきかなとも思いますので、そういうところも含めて、間口は広く議論の射程は捉えられるといいのかなというふうに思いました。

以上でございまして、各委員から様々御指摘いただいて、それらの指摘は今後、議論の中に反映されていくとは思うんですけども、もし事務局のほうから現時点で何かコメント等あればいただけますでしょうか。

【笹川料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。

御質問いただいた点にお答えいたします。まず、宮田委員から通信品質とネットワークの投資の状況を指標にどう位置づけるかという御質問だったかと思います。ネットワークとか通信品質についてのデータを見ることは重要であろうと考えておりますが、ただ、どう指標に位置づけるか等は、委員の先生方にぜひ御意見いただきたいと考えております。

一つ、アイデアベースでは、通信料金の水準とネットワーク投資・通信品質を併せて

どう考えていくべきかという点でして、例えば通信料金の水準が下がって、通信料収入が下がると、それはネットワーク投資に影響が出るといった意見もあれば、そこは関係ないという意見もあつたりして、どう考えるかという点。あるいは、総務省において国際料金比較の調査を実施し、各国の一番安い料金で比較しているところですが、料金さえ安ければいいのかという点があつて、例えば通信品質も加味して比較をすることができるのかという点があります。ぜひ委員の先生に御知見あればコメントいただきたいなと思っています。

お答えになつておりますでしょうか。

【宮田専門委員】 ありがとうございます。

【笹川料金サービス課課長補佐】 ありがとうございます。

あと、西村暢史委員からの御質問について、まず2つ目と3つ目の質問から、関係者ヒアリングにおいて関係者はどこまで想定していますかという御質問でした。これは27条の3の規律対象事業者だけでなく、MVNOや端末関係者にも広くヒアリングをする予定です。業界団体だけでなく、個社も含め、希望者には広く意見を聞いていきたいと考えております。

関係者ヒアリング項目の1（1）と1（2）が重複しているのではないかという点は、御指摘を踏まえて整理ができるか検討したいと思っております。

1番目の御質問の確認ですけれども、短期解約について、電気通信事業法上、利益提供や違約金を設けるということが問題ないのか、そのような御質問でよろしかったでしょうか。

【西村（暢）専門委員】 確認をありがとうございます。

この質問の趣旨というのがそもそも短期解約を課題として捉えるときに、法律上、電気通信事業法上、どのような整理になっているかということの御教示をいただければというふうに考えておりました。つまり、27条の3で、そもそもこれは違反となる行為なのか、そうでないとするならば、この短期解約を法律上、どのように我々は考えるべきなのかということをお伺いできればと思っておりました。

趣旨として以上でございますが、これでよろしいでしょうか。

【飯嶋料金サービス課長】 西村先生、ありがとうございます。

短期解約自体は利用者の解約になりますので、27条の3自体は事業者と販売代理店とを規制するもので、短期解約自体を規制することにはならないものでございますけれども、

短期解約の原因となる利益提供についてどう考えるか、それが事業者間の適正な競争を阻害するものかどうかということの御質問かと思いましたが、その観点から言いますと、現行制度は説明の中ありましたように、上限2万円の範囲であれば違反せず、事業者間の適正な競争を阻害するおそれがある利益提供に該当しないと認められるものということになっているところでございます。その範囲で利益提供を受けた利用者がホッピングすることについては、利用者の契約の自由というところになるかと思っております。

次に御質問いただきました認定電気通信事業者の役務提供義務との契約解除料の関係ですが、役務提供自体を拒否するとなりますと、それは役務提供義務違反になると思いますけれども、契約解除料を設定することに関しましては、現行規制の範囲内、27条の3の適用を受ける指定事業者であれば1,000円以内、消費者保護ガイドラインに基づく一般の事業者であれば通信料金の1か月以内というルールの中で、契約解除料を設定すること自体は役務提供義務違反には該当しないと理解しております。

お答えになっておりますでしょうか。

【西村（暢）専門委員】 よく分かりました。短期解約自体は利用者の行為でございますので、それはもちろん、27条の3とは別途ということでございますけれども、やはり短期解約やそれ以外の商慣行、これらが生じさせる踏み台やホッピング行為、課題とされる個々の論点に対する規制の在り方、これを考える場合に、やはり事業法上、何を問題視しているのか、それがどのような法的利益を侵害しているのかを明確化させる必要があるかなと思って、それによって対応策も検討されるべきというふうに考えたので質問させていただきました。今回、よく分かりました。ありがとうございます。

以上です。

【飯嶋料金サービス課長】 ありがとうございます。

そういう意味では、説明にもありましたように、課題が何かというところをまずクリアにしていくのが大事と思っておりまして、その課題が事業法上、どういう問題なのかということを御指摘を踏まえて整理していきたいと考えております。

【大橋主任】 ありがとうございました。

今後、さらに議論を深めていくための本日、第1回目ということでしたので、本日、お時間も参ってきましたので、こちらのほうにさせていただきたいと思いますけれども、事務局におかれでは、本日、様々御指摘もいただきましたので、今後、御議論を進めていく上で、ぜひ検討を深めていただければというふうに思っています。

【大橋主任】 最後となりますけれども、今後のスケジュールについて、もし何かあれば説明いただけますでしょうか。

【笹川料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。

次回の専門委員会は、1月14日水曜日、15時からオンラインで開催いたしますので、よろしくお願いいいたします。

以上でございます。

【大橋主任】 ありがとうございます。

それでは、本日は以上とさせていただきたいと思いますが、もし全体を通じて何か御意見等あればいただければと思いますが、よろしくございますか。

それでは、本日、第1回の専門委員会のほう、終了とさせていただきます。

大変闘達な意見交換いただきまして、ありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいいたします。

以上